

仕様書

産業財産権人材育成協力事業 海外からの研修生用航空券の手配業者選定について

1. 概要

平成 30 年度 産業財産権人材育成協力事業(以下「本事業」という。)において、日本で実施する研修コースに参加する海外からの研修生(以下「研修生」という。)のための、航空券の手配等(以下「本業務」という。)を依頼する業者の選定を行う。

2. 見積条件

- ① 復路便が変更不可のエコノミー割引運賃又は普通運賃(いずれも航空会社発券のもの)、燃油サーチャージ、保険料、空港税、発券手数料の金額(円貨)を見積もること。
- ② 成田空港、又は羽田空港と以下の都市間の運賃を円貨で見積もること。
(旅行経路の要件を満たした上で、いずれか安価な運賃での見積)

地域	国(都市)
アジア	インド (ニューデリー)
	インドネシア (ジャカルタ)
	カンボジア (プノンペン)
	タイ (バンコク)
	フィリピン (マニラ)
	ベトナム (ハノイ)
	マレーシア (クアラルンプール)
	ミャンマー (ヤンゴン)
	ラオス (ビエンチャン)
中東	トルコ (アンカラ)
中南米	アルゼンチン (ブエノスアイレス)
	ブラジル (リオデジャネイロ)
	メキシコ (メキシコシティ)
アフリカ	エジプト (カイロ)
	南アフリカ (ヨハネスブルグ)

- ③ 旅行会社の変更手数料及び取消手数料を見積もること。
- ④ 旅行経路:
 - ・中南米は北米経由便以外で見積もること。
 - ・遅延、安全性、研修生への負担を考慮した上で、最近の妥当な経路での見積もりを行うこと。
直行便がある場合は、原則として、その経路で見積もること。直行便がない場合は、経由地と待ち時間を最小限にすること。

・経路地において宿泊が発生しないこと(機内泊可)。

・経路の日時、便名を記載すること。

⑤ 来日 6月18日、帰国 7月4日

現時点で手配可能な便を提案すること。但し、期間限定等の特別キャンペーン等を利用し、今後発注できないものは提案不可とする。

⑥ 割引条件や実施体制等、提供できるサービス(無料及び有料)を記載すること。

(今回の見積りで、割引を適用している場合は、条件を記載すること。)

3. 選定方法

以下の諸条件を満たしている業者の中から、前述の見積条件に基づく提示価格、経路の妥当性、サービス内容等を総合的に比較して、上位1社を選定する。但し、1つの経路につき最安値の提示価格(運賃、燃油サーチャージ、保険料、空港税の合計)と2番目に安い提示価格との差が20%以上であった場合、最安値に関わらず、最安値を提示した業者も2番目に安い価格を提示したとみなして選考する。

4. 応募資格

- 1) IATA 公認旅客代理店舗の認定を有する者
- 2) 観光庁長官登録旅行業第一種の登録を得て旅行業務を実施している者
- 3) 日本旅行業協会に加盟し、旅行業登録後10年以上営業活動を行い、査証申請の経験を有している者
- 4) 取扱店が東京23区内にある者
- 5) 過去2年間に官公庁、政府関係機関との取引実績がある者
- 6) 政府関係機関、地方公共団体及びこれに準ずる機関等から、補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の処分を受けている期間中である者は、応募資格を有しない。

5. 受注者に求められる条件

- 1) 業務渡航専門の支店、担当者が取り扱いをすること。
- 2) AOTS 担当者を2名以上置くことができること。
- 3) 渡航手続きを行う営業担当者は、一般旅行業務取扱主任又は総合旅行業務取扱管理者の資格を有する者であること。ただし、営業補佐担当者についてはこの限りではない。
- 4) 下記の「9. 実施予定コース」に記載されている予定コース及び国の航空券を手配できること。
- 5) AOTS の依頼内容に従い、合理的な旅程による日程表、見積書、請求書を作成、提出すること。

見積書には、次の項目を必ず明記すること。

① 渡航者氏名

② 出発日

③ 旅行経路

④ 発券期限

⑤ 空港施設使用料及び燃料サーチャージ等の各単価並びに日本円換算方法及び換算額(単価が外貨建ての場合は必ず計算レートを記載すること。)

換算レートの変更等により、見積書の金額と請求書のコличествоが異なる場合は、請求書に請求金

額の算出根拠を記載すること。また、請求時には券面上に航空会社記載の割引運賃あるいは正規運賃が記載されている航空券の写しを提出すること。券面上の金額と請求金額が異なる場合、請求書に割引条件等、異なる理由を記載する。

- 6) 原則として、航空会社発券の復路便変更不可の最も安価なエコノミー割引運賃の航空券を手配する。普通運賃エコノミークラスの航空券は、割引運賃での手配が不可能な場合のみ、AOTSの承認を得た上で手配できるものとする。
- 7) AOTS からの指示があった場合には、割引航空券より安価な格安航空券(IT チケット)での調達依頼にも対応できること。
- 8) 次のサービスを円滑に提供できること。
 - ・ AOTS からの来訪要請や資料作成(国別・航空会社別運賃表及び AOTS 指定の書類等)要請に対する迅速な対応
 - ・ AOTS からの見積依頼に従い、見積書及び旅程表を 5 営業日以内に提出
 - ・ AOTS からの航空券発券依頼後、3 営業日以内に研修生へ航空券を電子メールにて送付すること。受領確認と AOTS への報告

6. 禁止事項

次のサービス行為については禁止とする。

- 1) 研修生本人の依頼によるアップグレードの取り扱い
- 2) 研修生本人の依頼による渡航日程・ルート等の変更
- 3) 旅費の対象となる交通費及び金銭・金券の提供

7. 手配業者の資格取り消しについて

次に該当するときは、本事業の手配業者の資格を取り消す。

- 1) 上記「4. 応募資格」及び「5. 受注者に求められる条件」を満たせなくなったとき。
- 2) AOTS に提出する「申込書」及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をしたとき。
- 3) 上記 1) 及び 2) に該当したことにより本事業の手配業者の資格が取り消されたときは、補欠の業者が繰り上がるものとする。

8. 契約期間(予定)

平成 30 年 5 月 14 日～平成 31 年 3 月 31 日

9. 実施予定コース

本事業における研修の実施予定期間、予定人数は以下のとおり。但し、人数は多少変動する可能性がある。合計予定人数：430 名

	コース名	実施予定期間	予定人数
1	IPトレーナーズ	6月19日～7月3日	26 名
2	中南米特定技術特許審査	7月5日～7月13日	18 名
3	マドプロ加盟支援	7月10日～7月20日	17 名

4	特許審査(基礎)	7月18日～7月26日	13名
5	普及啓発	8月6日～8月10日	20名
6	ベトナム特許審査実務	8月22日～8月28日	10名
7	インドネシアマドプロ商標審査	8月30日～9月5日	10名
8	意匠実体審査	9月3日～9月14日	26名
9	特許審査マネジメント	9月19日～9月26日	21名
10	特許審査実践研修	9月20日～11月9日	12名
11	タイマドプロ商標審査	10月3日～10月10日	10名
12	特許審査基準	10月15日～10月19日	20名
13	商標専門実務者	10月31日～11月16日	26名
14	タイ特許審査実務	11月14日～11月20日	10名
15	商標実体審査	11月21日～12月4日	20名
16	知財保護法律家	11月26日～12月12日	26名
17	産学連携・技術移転	12月10日～12月19日	24名
18	情報化	12月17日～12月20日	21名
19	ハーグ加盟支援	1月10日～1月17日	19名
20	マレーシアマドプロ商標審査	1月16日～1月22日	10名
21	商標専門実務者	1月21日～2月1日	26名
22	審判	2月14日～2月20日	20名
23	実務者向け模倣品対策	2月19日～2月26日	25名

国別内訳(予定)

アジア	バングラデシュ	1	中南米	アルゼンチン	18
	ブルネイ	7		ブラジル	28
	ブータン	1		チリ	9
	カンボジア	23		コロンビア	5
	中国	4		メキシコ	18
	インド	43		ペルー	9
	インドネシア	35		パラグアイ	1
	ラオス	18		欧州	カザフスタン
	マレーシア	38	ウズベキスタン		1
	モンゴル	1	中東	トルコ	4
	ミャンマー	21		サウジアラビア	2
	ネパール	2	アフリカ	エジプト	9
	フィリピン	28		ジンバブエ	2
	パキスタン	2		カメルーン	2
	シンガポール	7		南アフリカ	4
	スリランカ	2			
	タイ	47			
	ベトナム	37			

以上